

第2節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の許可の取消し、工事停止、原状回復等の命令

第1 違反転用に対する原状回復等の処分又は命令に係る基準は、別途定める「農地法第51条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」によるものとする。